

## 保存地区内敷地面舗装についての守る会の考え方

「土面露出」の原則は継承しつつ、少なくとも一般家屋の周辺については、生活上必要最小限の舗装を認めていく。ただし合掌家屋の周辺で現在土面となっている場所は、原則そのままかガンコマサの使用で願います。

- ・ 景観保存基準にある、「土面露出」が原則であり、これを継承。
- ・ しかし、時代の移り変わりとともに、生活様式が大きく変化してきている。  
例：重機や家庭用ロータリー除雪機での除雪が当たり前の時代  
土ほこりや雨天のぬかるみにより、屋内に土が
- ・ 舗装された箇所が地区内に存在するなか、現在舗装されている地盤が老朽化し、修理の現状変更申請が今後増えてくる。また、許可されないからとそのまま使い続けることが景観の悪化につながる。
- ・ 道路除雪の業者さんから、道路周辺の現在舗装されている部分が土面やガンコマサ等になると、大きな支障をきたす。重機の故障にもつながる。
- ・ 多くの住民が、世界遺産としての合掌家屋と農山村の景観を守る思いをもってくださっていることに感謝。

◎守る会の現状変更申請の審議を通して、守る会の意見をあげていく。

- ・ 景観保存基準に「守る会が認めた場合はその限りではない」の文言を付加する。
- ・ 守る会だけで判断できない事案は、村伝建審議会へ。

◎土面敷地の維持保存にかかる費用は、全額助成する。(助成検討委員会)

◎舗装の仕方

- ・ 原則、集落内は「コンクリート舗装はけ引き」。
- ・ 道路に面した場所等については、コンクリートはけ引きを原則としつつも、アスファルトの方が景観上良い場合は認める。
- ・ 既に石を入れたコンクリート修復の場所は、はけ引きを原則としつつも、景観に合わせた工法を認める。
- ・ カラー舗装は高額かつ色の統一が難しいので行わない(カラーコンクリートも同様か)。

白川村伝統的建造物群保存地区景観保存基準(昭和60年)

7. 敷地面は舗装を避け土面露出又は小砂利敷とする。自然石の敷石、飛石などは限りで無い。